

環境審査顧問会自然分科会（火力部会）

議事録

1. 日 時：平成21年7月15日（水）15：00～16：00
2. 場 所：経済産業省別館10階 1038共用会議室
3. 出席者：
（顧問）
渡辺主査、川路顧問、河野顧問
（経産省）
吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長、他
4. 議 題：（1）君津共同火力（株）君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書について
補足説明資料の説明
環境影響評価準備書に係る審査書（案）について
5. 議事次第
（1）開会の辞
（2）配付資料の確認
（3）君津共同火力（株）君津共同火力発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書の審査書について、事務局から「環境審査顧問会現地調査における質問事項への回答」及び「補足説明資料」について説明を行った後、質疑を行った。また、「審査書（案）」について説明を行った後、質疑を行った。
（4）閉会の辞
6. 質疑内容
（1）君津共同火力（株）君津共同発電所6号機増設計画 環境影響評価準備書
<補足説明資料について>
【顧 問】 この件に関する説明を求めたところであるが、確認していただいた内容の説明で大体のところは納得できる内容だと思う。しかし、君津5号機の時と変化がないという記載と重要種が認められたので追加するという記載があり、もっと調査をやればもっと何かが出てくるのが予想させられるような表現となっ

ていることは少し気になる。また、哺乳類では、確認調査で捕獲調査をしていない理由として、詳細な全域踏査を実施したことが理由となっているが、通常フィールドサインだけでは哺乳類はみられない。自動記録装置による撮影を行うような提案もしていたような気がするが、そのようなこともした方が良かったと思う。この場所は、全体的な環境の差はわずかだと思うが、シジウカラが確認されているということは駐車場に植栽がされたことからではないかとも思われる。昆虫が増えているが、調査の精度を高めていけばどこまでも増えていくということになるので、以前の調査と確認調査で行われた調査のレベルを合わせていかなければいけないのではないかと感じた。

【経済省】 調査の精度については、時間をかければそれだけ情報が多くなるということは理解しており、通常のアセス調査では四季に調査を行うことが標準的なやり方ではないかと考えている。本件は5号機当時の調査は通常のレベルで行われ、確認調査では調査時期が少しずれているところがあるが、通常よりもデータが充実してしまったように感じる。基本的には通常行われている1年間の調査レベルは確保されていると思われる。哺乳類については、現地踏査で時間をかけて行うことで把握できるというのが事業者の見解であるが、5号機当時の調査において哺乳類がほとんど認められていないということも考慮し、このように判断したのではないかとと思われる。

【顧問】 準備書が出される前の段階で古い設備の撤去工事が行われていたことについては、どのように考えることになるのか。

【経産省】 いわゆるリプレース工事については、統一的な一定のルールを作るのは難しいと考えている。基本的には古い設備の撤去と新しい設備の建設を一連の工事ととらえることになるが、既設発電所の場合には、撤去した後に一定の時間をおいて建設が行われるケースもある。その場合、撤去工事だけでみた場合はアセスの対象にはならないので、環境への配慮は事業者の判断で行われることとなる。撤去及び建設を一連のものとして捉えられる場合はアセス対象となるが、同じような撤去と建設の工事であっても異なる取り扱いになる場合があるというのが現状である。新規立地の場合は分かりやすいが、既設設備の場合にはどうしてもケースバイケースで考えることになる。

【顧問】 やむを得ずケースバイケースとされる場合の考え方の線引きが、我々には難しくて分かりにくい。今後は、方法書段階において、どう扱われるものか明確にしていってほしい。

【顧 問】 撤去工事だけでアセスの対象となるのか。

【経産省】 アセスの対象は建設工事であるため、単独の撤去工事の場合は対象とはならない。建設工事に伴う撤去工事はアセス対象としてみることになる。

< 審査書(案)について >

【顧 問】 審査書 P14～15 のウグイス、メジロ、ホオジロは同じ文章になっているので、一緒にしてはどうか。ウグイス、メジロで使われている飛翔と、カワウ、アオサギ、トビ、ハヤブサの飛翔通過のみには差があるのか。止まりも確認されていないのか、同じ通過のことを言っているのか。

【経産省】 まとめられるものはなるべく整理を行うようにする。飛翔通過とは上空の高いところでの確認であって、対象事業区域内との関係はないと判断したと聞いている。事業者を確認し、必要があれば補足説明等を行う。

【顧 問】 「極力樹木を移植し」とあるが、ここに緑化されている樹木は決して立派なものではないので、「緑地の整備を図る」とか「効果的な緑化を行う」等、現状どおりの 11%緑地確保だけで留まらずに何か良い印象になるような表現にしてはどうか。

【経産省】 検討する。

【顧 問】 騒音のところに“エンクロジャー”という言葉があるが、これは経済の用語で囲い込みの意味で使われていると思うが、騒音の対策として使われているものか。P9にあるが、何か設備を囲うようなものであるか。日本語ではどうなるのか。

【経産省】 事業者を確認し、補足的な説明ができないか検討する。

【顧 問】 「はじめに」に「事業者から提出のあった補足説明資料の内容も踏まえて行った」とあるが、今回の補足説明の内容について記載する必要はないか。

【経産省】 審査書では、影響が少ないという結論に着目して記載しているので、そのようなことはほとんど出てこない。追加で確認をしたことについては、確認された種に追加された種の名前を記載することにより示していることになっている。

【顧 問】 「地元住民の意見及びこれに対する事業者の見解に配慮しつつ」とあるが、本件では住民意見はないので、この部分は該当しないのではないか。

【経産省】 通常の審査書の記載に合わせているところであるが、記載について検討する。

【顧 問】 重要な種としてウバメガシ及びホルトノキとあるが自然植生としては重要であろうが、植栽であるなら関係ないので、これは余分な記述になるのではないのか

【経産省】 表現的に適切でないところがあれば、修正することで検討をさせていただきたい。

以 上